



「相続」「事業承継」の税制ポイント 失敗しない経営者の節税対策

平成25年度の税制改正で大きく変わった「相続税」。特に影響が大きいのが基礎控除額の引き下げや税率構造の見直しで、これにより日本国内の相続税の納税者の割合が、現在の約4%から6~7%に上昇すると予想されています。この相続税大増税時代をいかに乗り切るか。本稿では、中小企業経営者の終活、いわゆる事業承継を考えるうえで避けて通れない税金対策の基本を解説します。

坂口会計事務所
所長
公認会計士、税理士
坂口 美穂

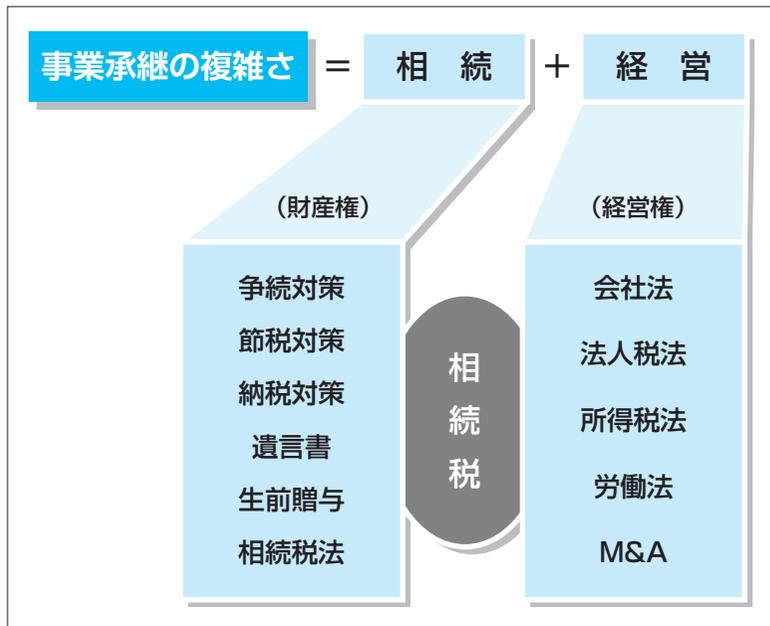
Special Feature
2
February

URL <http://www.obu-cpa.jp/>
<http://www.tax-support.jp/>
E-mail sakaguchi_miho@tkcnf.or.jp

事業承継の複雑さ

事業承継は非常に重要で且つ複雑です。重要さについては申し上げるまでもありませんが、なぜ、複雑なのでしょう？それは、図1に示す通り、事業承継が「相続」+「経営」だからです。経営だけでも様々な法律や規定が関連し、それ単体で「総合芸術」と言われるほど複雑にも関わらず、事業承継はそれに加えて相続が絡みます。この相続に向けて、普段はフタをさされている中小企業の根深い問題

図1 事業承継の複雑さ



が一挙に噴出してくる瞬間でもあるのです。このように、中小企業経営者の事業承継を進めていくには、まずは事業承継の大枠を把握した上で、社長自身が決断していかなければなりません。そして、最終的に相続税がうまく支払えないために争続がおこり、事業が継続できなくなってしまうという、事前にしつかりと対策を打っておく必要があります。



図2 相続税の基礎控除額の引下げ

		改正前	改正後
定額控除額		5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除額		1,000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数
法定相続人数	1人	6,000万円	3,600万円
	2人	7,000万円	4,200万円
	3人	8,000万円	4,800万円
	4人	9,000万円	5,400万円
	5人	1億円	6,000万円

図3 贈与税の税率構造

改正前		改正後			
		右以外の一般の贈与の場合 (一般税率)		直系尊属から20歳以上の者 への贈与の場合 (軽減税率)	
課税価格	税率	課税価格	税率	課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%	300万円以下の金額	15%	400万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	20%	600万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	30%	1,000万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額	40%	1,500万円以下の金額	40%
1,000万円超の金額	50%	1,500万円以下の金額	45%	3,000万円以下の金額	45%
		3,000万円以下の金額	50%	4,500万円以下の金額	50%
		3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%

大増税時代の到来!?

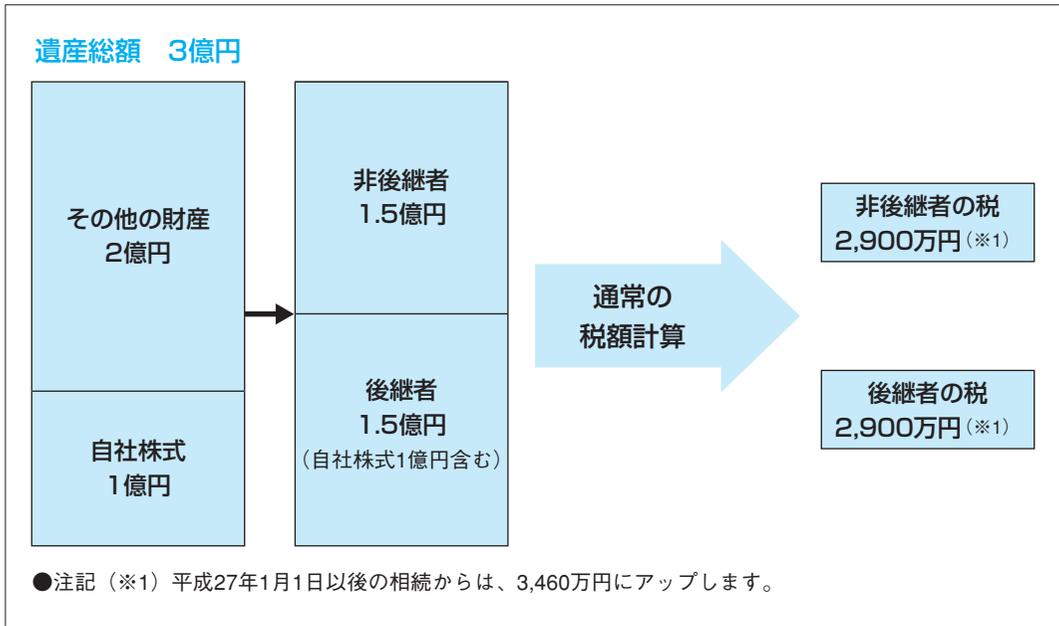
現在、日本における「相続税」「贈与税」の最高税率は50%です。相続税、贈与税がない香港やシンガポールのような国もありますが、グローバルな視点から見ても相続税、贈与税の負担率が高いといえます。

そんな中で、平成25年度の税制改正では相続税の最高税率をさらに55%に引き上げるとともに、図2の通り基礎控除額を現行の6割水準に引き下げるという増税案が打ち出されました。

このように中小企業経営者の事業承継をめぐる発生する相続税については、今後、さらに高額な税負担増が予想されています。

一方、贈与税に関しては図3の通り、相続税同様の税率構造改正に伴う最高税率等の調整(55%に引き上

図4 通常の税額計算



げ)がなされていますが、20歳以上の者が直系尊属(親、祖父母など)から贈与を受けた場合の贈与税については軽減されています。

以上のような税制改正の動向を踏まえると、事業承継の際にかかる相続税のコストを最小化し、次世代にわたる資産保全を実現するためには、長期にわたる贈与戦略、早期の移転戦略の立案とその効果シミュレーションが重要になります。

例えば、年間500万円の暦年贈与であれば、10%程度の実効税率(110万円の基礎控除後)で贈与することができます。

したがって、子2人、孫4人に20年間で贈与を行うとすると、6億円を10%程度の実効税率で移転することができ、暦年贈与を行わなかった場合と比較して、相続税(相続資産が6億円であれば、実効税率30%白

を減らすことができます。

このように長期間、多くの人数に暦年贈与を行うことで、相続税の実効税率よりも低い実効税率で、相続発生前に資産を移転させることが可能となります。ただし、相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算されるため留意が必要です。

事業承継税制の要件は大幅緩和

中小企業経営者の事業承継の場合、次世代に残すべき資産として重要な資産は、何と言っても「自社株式」であると考えられます。

しかし、自社株式は流動性および換金性が低いため、財産分割が容易ではない場合が多く、事業の経営権をめぐる相続争いが生じることも多く見受けられます。

そのような中で現在、この自社株式に係る贈与税お

よび相続税に関しては、一定の要件を満たす場合に限り、当該自社株式にかかる贈与税額的全額および相続税額の80%が猶予される制度(事業承継税制)があります。

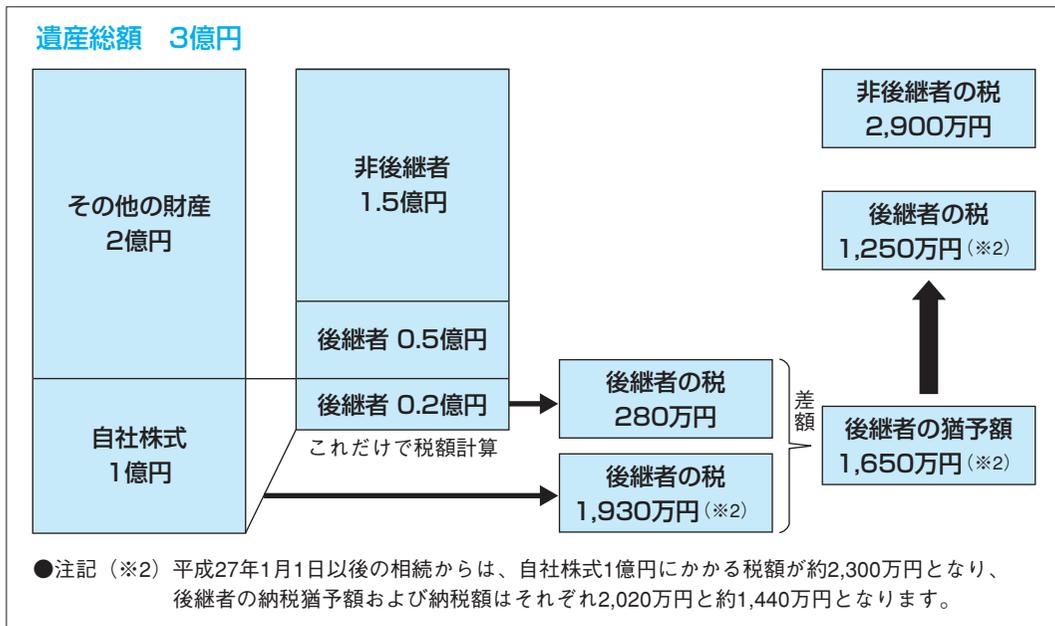
例えば、図4・5の通り、遺産総額3億円(うち自社株式1億円を含む)を法定相続人2人が2分の1ずつ相続した場合、通常であれば各々の相続税額は約2千900万円となります。

しかし、この事業承継税制を適用すれば、遺産総額3億円に含まれる自社株式の8割分を評価減した金額に相続税を課すことになるので、この評価減した分にかかる相続税約1千650万円の税負担を軽減することができます。

さらに、平成27年1月1日以後の相続から適用される改正税率によれば、通常の各々の相続税額は3千4



図5 事業承継税制を適用した場合の税額計算



60万円となり、それに伴い事業承継税制適用による軽減税額も約2,020万円とアップすることになります。

このように事業承継税制を適用すれば、相続税額を大幅に軽減させることができ、且つ近年、この制度の適用要件や手続きは徐々に簡素化されており、制度の使い勝手が大幅に改善されています。

ただし、この事業承継税制を選択し贈与税および相続税の納税猶予を受ける場合、平成25年度税制改正においてその適用要件の緩和はなされたものの、依然として「適用後5年間の従業員の雇用責任」など一定の要件を満たす必要があります。したがって、本当にこの対策を選択すべきかどうかは、将来の会社の事業状況を考慮しながら総合的に決定する必要があります。

円滑な事業承継が節税対策ではない

以上のような対策は、事業承継のための「節税対策」の定番であり、このような基本的な対策だけでも実行すれば大きな効果が得られます。しかし、事業承継において最も重要なのは、「経営自体の継承を、いかに円滑に行うか」

であり、決して「事業承継」節税対策」ではありません。それは、図1でも示した通り、事業承継は「節税対策」だけではなく、むしろ節税効果は、円滑な事業承継を推進するなかでの副次的効果として考えるべきものです。

まずは、残される家族の幸せ対策として、生前の対策や残したい人に確実に財

産を残せるような対策を実行する必要があります。その延長線上に節税効果も期待できるのであれば一石二鳥です。

そして、円滑な事業承継のための節税対策を設計するには、まず現状を正しく把握することから始める必要があります。すなわち、財産のたな卸しを行うことです。

財産のたな卸しを実行することにより、現在の資産の相続税評価額や時価を知り、その資産がどのように活用されているのか、万が一の場合の納税資金は万全か、不足するならばどのくらい足りないのかなどの現状をしっかりと認識することができ、問題点も浮き彫りになります。

そして、専門家の力を借りて問題解決のための処方箋をもらい、計画的に実行していく必要があります。